

建 技 第 544 号
令和 7 年 3 月 24 日

部内各所属長 殿

土 木 部 長

測量業務、地質調査業務、設計業務等共通仕様書の運用について（通知）

このことについて、令和 3 年 3 月 26 日付け建技第 571 号で通知した運用を行っているところですが、下記のとおり改定したので通知します。

記

- 1 改定内容
別紙 1 中の「3 指示書により業務内容を変更できる範囲」を削除
- 2 適用年月日
令和 7 年 4 月 1 日

（事務担当 建設技術企画課技術指導係）

別紙 1

測量業務、地質調査業務、設計業務等共通仕様書の運用について

1 「同等の能力と経験を有する技術者」の基準

地質調査業務共通仕様書第 102 条第 6 項、設計業務等共通仕様書第 1102 条第 6 項の「同等の能力と経験を有する技術者」の基準については、以下のとおりとする。

1) 管理技術者

大学卒の場合	実務経験年数 10 年以上
短大・高専卒の場合	実務経験年数 12 年以上
高校卒の場合	実務経験年数 14 年以上

2) 照査技術者

大学卒の場合	実務経験年数 10 年以上
短大・高専卒の場合	実務経験年数 12 年以上
高校卒の場合	実務経験年数 14 年以上

2 管理技術者及び照査技術者についての留意事項

- 1) 管理技術者及び照査技術者の資格・経歴については、経歴書の提出により確認する。
- 2) 土木設計業務等標準委託契約約款第 10 条第 2 項の規定により、照査技術者は管理技術者を兼ねることができない。
- 3) 管理技術者及び照査技術者は、他の業務と兼務しても支障が出るとは言い難いため、専任を要しないこととし、さらに同一人が兼ねられる業務の数に制限を付けないこととする。
- 4) 管理技術者及び照査技術者の資格の内容は、業務の部門にかかわらず認めることとする。

3 身分証明書の交付

- 1) 受注者は、別紙 2 により「身分証明書交付願」を提出し、それに対して発注者は、別紙 3 の「身分証明書」を発行する。
- 2) 交付範囲は、立入者全てを対象とする。
- 3) 顔写真は、不要とする。
- 4) 証明者は、実施機関の長（事務所長）とする。
- 5) 交付願いについては、調査職員が打合せの段階で立入りの必要性を確認し、受付けるものとする。

4 測量業務等共通仕様書第2条における「公共測量作業規程」

実施する測量が、測量法第5条に規定する「公共測量」の場合、「公共測量作業規程」により実施するものとするが、測量法第6条に規定する「公共測量以外の測量」の場合についても「規程」を準用（公共測量に必要な手続きに関する規定等は除く。）して実施するものとする。（公共測量の定義については、別紙4を参照）

5 第1211条における「成果品作成要領」及び「数量集計表様式」

- 1) 「成果品作成要領」は、北陸地方建設局「設計要領（道路編）〔報告書作成の手引き（案）〕」を参照すること。
- 2) 「数量集計表様式」は、国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページ等を参照すること。〔<https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm>〕

別紙2

年 月 日

所長殿

受注者 住所
氏名

身分証明書交付願

下記の者の身分証明書交付をお願いします。

記

- 1 委託業務の名称
- 2 委託業務の場所

[illegible]

※地権者の方々への通知文、はがきの裏面等に記載する参考文書

お 知 ら せ

このたび、が施行する工事のために
必要な調査・測量を、次の日程で行いたく、お知らせします。

つきましては、この工事の調査・測量にご協力をいただけますようお願い申し上げます。

また、調査・測量に伴い、貴殿が所有されている土地に担当者を立ち入らせていただきたく、
重ねてご協力をお願い申し上げます。

なお、この通知に関しまして、ご不審な点やご質問等がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

記

1 目的（調査名）

2 土地の所在地

3 立入の期間 自 年 月 日
至 年 月 日

4 立入者 当所が委託した会社名
担当者名（職・氏名）

T e l 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（内線〇〇〇）

5 連絡先 事務所 課 班

T e l 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（内線〇〇〇）

身 分 証 明 書

住所

所属(会社名)

氏名

上記の者は、富山県が行う公共事業のために、富山県からの委託に基づき、下記業務における測量又は調査に従事する者であることを証明します。

事業及び業務名

有効期限 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

発行日 令和 年 月 日

発行者 住所

氏名

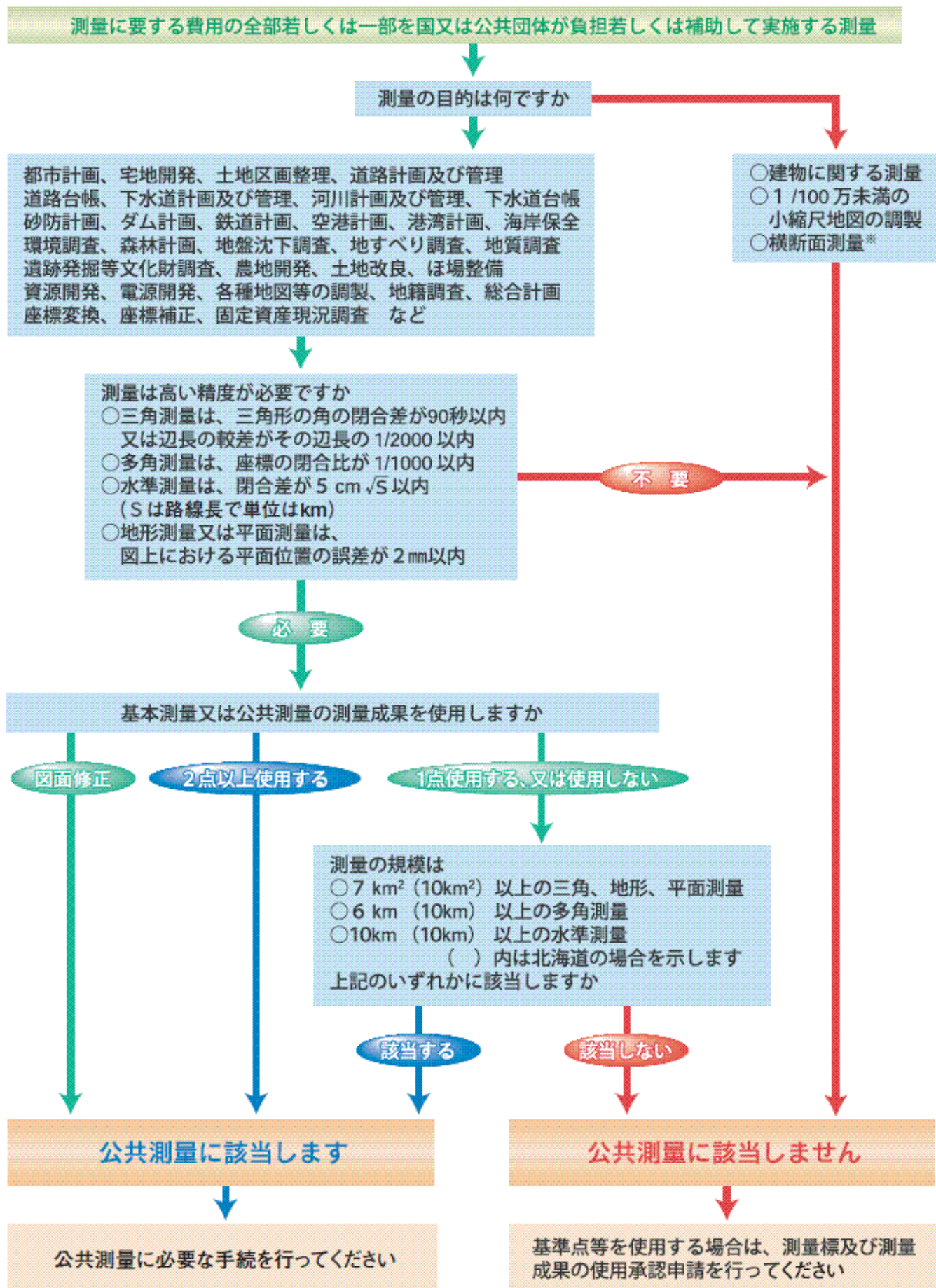
印

※身分証明書裏面

本証を携帯し業務を行う者は、次のことを遵守しなければならない。

- 1 業務を行うに当たっては、本証を携帯し、土地等の権利者から請求があったときは提示しなければならない。
- 2 業務で知り得た土地等の権利者の事情及び成果品の内容を他に漏らしてはならない。
- 3 業務が土地等の権利者の財産に関するものであり、補償の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行うことはもとより、権利者に不信の念を抱かせる言動は慎まなければならない。
- 4 他人の土地に入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の所有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りではない。
- 5 宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に入ろうとする場合においては、立入の際にあらかじめ当該土地の占有者にその旨を告げなければならない。
- 6 日出前及び日没後においては、占有者の承認があった場合を除き、土地に立ち入ってはならない。
- 7 当該調査等に従事しなくなったときは、速やかに本証を発行者に返還すること。
- 8 本証を紛失又は毀損したときは、速やかに発行者に連絡すること。
- 9 根拠法令 法第 条

公共測量（測量法第5条）に該当する測量



※横断面測量は、おおむね道路、河川等の幅員がその測量地域であるため、局地的測量又は高度な精度を必要としない測量の範囲に含まれ、公共測量作業規程の横断面測量とは異なる測量です。